

改定の要点（事務取扱要領：2021.12.16付）

【先端低炭素設備の対象拡大及び定義の明確化】

- ✓ 先端性要件（耐用年数表抜粋：別表1）削除
- ✓ 「先端（先端的な技術を活用し、将来における価格変動が不確実）」定義を満たした「低炭素設備」（製品若しくはその部品）を、「先端低炭素設備」と定義
- ✓ 資源生産性比較対象モデルの追加
前モデルに加えて、類似モデル、代替モデルの表記追加

【リース契約及びリース物件売却期間の緩和】

- ✓ リース開始時：分割検収に関し、最初のリース開始から1年以内に全てのリース開始の条件を撤廃（但しリース開始期限（R6.3.31）は変えない）
- ✓ リース終了時：第三者売却期限を、リース終了後1年以内→2年以内かつR22.3.31（事業終期）迄に変更